

## 令和6年度 匝瑳市西部地域包括支援センター事業計画（案）

〔西部地域包括支援センター及び匝瑳市地域包括支援センターに共通する事業〕

### 1 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者にまつわる様々な相談に応じ、解決に向けた支援を行う。また、住民や関係機関に対し、相談窓口としての周知啓発を行う。

担当圏域（中央〔八日市場ホに限る〕、豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄）

### 2 権利擁護

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的な視点から支援する。

- （1）高齢者虐待対応
- （2）成年後見制度の活用支援
- （3）消費者被害の防止
- （4）専門職を対象にした成年後見制度研修、虐待に関する研修の実施

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーと地域の関係機関との連携・協力の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行う。

- （1）ケアマネジャーからの相談に対応し、助言等を行う
- （2）ケアマネジャー向け研修や事例検討会等の開催
- （3）市内居宅介護支援事業所への巡回訪問相談会の実施

### 4 地域ケア会議の開催

医療・介護の専門職等や地域の支援者等による地域ケア会議を開催し、高齢者の課題解決を図るとともに、地域課題を抽出する。〔重点事業〕

- ・ 困難ケース会議（処遇困難ケースについて対応策を検討する会議）
- ・ 自立支援型会議（ケアマネジャーが利用者本人の自立に資するケアプランを作成できるよう、地域の多職種からの助言を踏まえ、支援方針を検討する会議）

## 〔西部地域包括支援センターが主体的な役割を担う事業〕

### 5 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント〔重点事業〕

介護保険の要支援1、2の認定者または基本チェックリスト該当者に対し、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて自立に向けたサービスを提供していくためのケアマネジメントを行う。また、本業務の一部を居宅介護支援事業に委託する。

- ・要支援認定者のケアマネジメント
- ・総合事業対象者のケアマネジメント 等

### 6 高齢者の「通いの場」の立ち上げ〔重点事業〕

地域住民にアプローチし、住民が主体となって介護予防や趣味活動、認知症カフェなどを行う「通いの場」づくりを推進する。